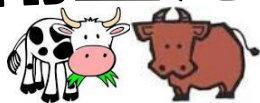


家畜衛生だより



令和2年8月第10号(牛)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年6月30日に飼養衛生管理基準の改正が公布され、一部の項目を除き、令和2年10月1日から施行されます。

<主な改正項目>

飼養衛生管理者の選任(ペットで飼われている方も含みます)については、令和2年7月1日から施行されています。未報告の方は、至急東部家保までご報告ください!

令和2年10月1日～

★家畜の所有者の責務 : 関係法令の遵守等

★獣医師等の健康管理指導 : 担当の獣医師又は診療施設を定める

★衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止

★衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

★衛生管理区域入口での更衣、車両乗降時の交差汚染防止

★安全な資材の利用

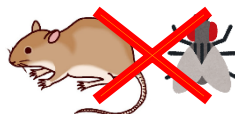
★衛生管理区域立入者の手指消毒

★畜舎入口における靴の交換又は消毒

★ねずみ及び害虫の駆除

★衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

★衛生管理区域から搬出する物品の消毒等



令和3年10月1日～

★放牧制限の準備 (放牧している場合)

法に基づく放牧制限等があった場合に備え、避難用の畜舎又は移動場所を確保

令和4年2月1日～

★飼養衛生管理マニュアルの作成 → マニュアル案は今後提示予定

注目!

～飼養衛生管理者のメール登録をされた方へ～

家保からの確認メールは届いていますか? 届いていない場合は、

@pref.chiba.lg.jp からのメールを受信できるよう、受信設定をお願いします!

BSE検査対象となる死亡牛について

本年8月、県内でBSE検査対象死亡牛が検査を受けないまま化製処理される事例が発生しました。

今一度検査対象になる牛の条件を確認し、検査漏れがないようお願いいたします。

0カ月齢

48カ月齢

96カ月齢

	0カ月齢	48カ月齢	96カ月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛			検査対象
BSE特定症状牛			

乳熱、ダウンナー症候群などで起立不能だった場合も含まれます！

牛が起立不能や特定症状を示して死亡した場合は**診療獣医師に検査対象であるか必ず確認し**、検査対象である場合は必ず死亡牛届出書を作成してもらってください。

獣医師が作成した死亡牛届出書は整理票に必ず添付してください。



ご不明な点等ございましたら下記に御連絡ください。

東部家畜保健衛生所 Tel 0475-52-4101 Fax 0475-52-3335

夜間・休日は転送されます 必ず5回以上コールしてください